

# 総合水沢病院の経営健全化を求める意見書

自治体病院は、それぞれの地域の実情に応じて住民の医療を確保するために自治体が自ら設置、経営し、地域における基幹病院・中核病院として重要な役割を果たしています。

全国の自治体病院は1000施設を超えておりますが、その6割以上が慢性的な経営不振に陥り、自治体からの多額の繰り入れによって経営を維持しておりますが、それでもなお赤字のところも多くあります。一方、地方自治体は、三位一体改革以降、より厳しい財政規律を求められており、これまでのように繰入金によって自治体病院の経営を支えることが難しくなっています。

加えて、昨今の医療費抑制の流れの中で、中堅の医師が病院を離れ、開業する傾向が強まっています。特にへき地や産科・小児科の領域では、医師不足が深刻な状態で地域医療を維持することが困難になってきています。

このように自治体病院を取り巻く状況が大きく変化する中で、当市の総合水沢病院の経営も例外ではなく、常勤医師の減少による収入減などにより単年度収支の赤字が続き、累積赤字が増大し、経営は厳しいものとなってきました。

そこで、総合水沢病院では、平成16年1月に第二次運営計画の策定を行い、平成17年度には地方公営企業法の全部適用をし、また昨年10月からは専任の病院事業管理者を設置するなど、さまざまな経営改善に取り組んでおりますが、医師不足や医療法の改正による影響などにより、成果は思うように上ならず、経営は依然として苦しい状態にあり、平成19年度予算は赤字予算を組まざるを得ない状況となっています。

このような中、当特別委員会は平成18年9月定例会において採択された、特別委員会の設置を求める請願により、総合水沢病院事業についての調査付託を受け、平成18年11月21日に設置されて以来、平成18年度においては総合水沢病院事業管理者等に出席要請し、総合水沢病院事業の現状と課題についての把握や、総合水沢病院院長による現状分析の説明などを受けました。

また、平成19年度においては県の保健福祉部と医療局から地域医療の担当課長を招いて懇談を行い、また幹事会では設置者である市長や医師会との意見交換を行うなどし、総合水沢病院事業の抱える問題点を明らかにするとともに、総合水沢病院事業の適正な在り方について調査・研究を進めてまいりました。

これらの調査、研究の結果、総合水沢病院事業の経営は、極度に行き詰っていることが認められます。しかしながら、当地域においては、一部診療科が廃止されるなど、県立病院の機能が低下しつつある中において、市民病院としての総合水沢病院に対する期待はますます高まっており、また総合水沢病院は現に多くの患者を抱え、地域医療の一翼を担っていることから、行政、市民が一体となって英知を結集し、現在の窮状を乗り越えていかなければなりません。

ついては、総合水沢病院の健全な経営の実現に向けて、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望します。

## 記

- 1 岩手県や医師会などの関係機関と早期に地域医療の役割分担等の協議を進め、総合水沢病院の位置付けを明確にし、市立病院・診療所間の連携を深めるとともに、県立病院・民間医療機関も加えて地域連携を密にし、地域医療体制を整備すること。
  - 2 現在の実態と合わなくなった第二次運営計画は、実情に見合った計画に改めること。
  - 3 高利となっている起債の整理を行うなど、累積赤字の抜本的解消を図り、収支均衡となるよう努めること。
  - 4 地方公営企業法の全部適用に見合った経営を行うとともに、職員の更なる意識改革を図ること。
  - 5 医師確保に向けてあらゆる手段を講じること。
  - 6 夜間の救急医療体制について医師会の協力を求めるなど民間医療機関との連携を強化すること。
  - 7 精神科病床のあり方について県との協議を進めること。
  - 8 医療機器を計画的・効果的に更新し、医療環境の整備に努めること。
  - 9 駐車場の拡充整備等により通院者等の利便向上に努めること。
  - 10 総合水沢病院の役割や現状について、広く市民に周知し、市民からの理解と協力を得るよう努めること。
- 以上、意見書を提出します。

平成19年9月26日

岩手県奥州市議会

奥州市長 様  
総合水沢病院事業管理者 様